

FAX 084-983-1226

【申込日 年 月 日】

申込日をご記入ください。

福山SCC ソシオ会員登録申込書

下記規約にご同意の上、FAXもしくは郵送にてお申込ください。
また、福山SCCのHP (<http://www.fukuyama-scc.jp>) からもお申込できます。

氏名 (フリガナ)		性別		生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
住所				保護者氏名 ※申込者が未成年者のみ		
電話番号				携帯電話番号		
PCメールアドレス				携帯メールアドレス		
年会費(税込み)	●一般会員	3,000円	お支払い方法 HPからもお申込出来ます	●クレジット決済		
	●ジュニア会員	1,500円		●コンビニ決済		
				●銀行振込決済		
				●現金払い		

ソシオ会員の有効期限は、会員資格を所得した日から翌年の同日までとします。
会員登録にあたり、必ず以下に記載の規約をお読みになり、これをご承諾ください。会員登録をもって本規約に同意・承諾いただいたものとさせていただきます。

福山スポーツコミュニティクラブソシオ会員規約

第1条(会員の目的)

ソシオ会員は、希望に満ち溢れた活力ある福山の創成のため、地域にスポーツを通じたまちづくり運動を広め、福山(地域)全体の活性化を図るという福山スポーツコミュニティクラブ(以下福山SCCという)の理念に賛同し、福山SCCの一員として、その活動をサポートし、共に福山SCCの発展、地域の発展のために尽力します。

第2条(運営)

本ソシオ会員組織は、福山SCCが運営管理します。

第3条(ソシオ会員の定義)

ソシオ会員(以下会員という)とは、本会員組織の目的に賛同する方で、本規約に同意の上、所定の手続きをされた方とします。

第4条(入会)

入会を希望される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し申し込みものとします。
2. 入会に際し、別途指定する年会費を申し受けます。
3. 18歳以上を一般会員、18歳未満をジュニア会員とします。
4. 申込み者が未成年の場合は保護者の同意を必要とします。

第5条(年会費)

会員に登録する方は、入会の際もしくは継続の際に、年会費を支払うものとします。
2. 年会費は、税込みで一般会員3,000円、ジュニア会員1,500円とします。
3. 年会費の支払いについては、運営側より指定された方法によるものとします。
4. 会員資格は、会費の支払いを完了した日に取得します。

第6条(会員の有効期限)

有効期限は会員資格を取得した日から1年間とします。
2. 有効期限は、毎年会員資格を所得した日から新たに1年間自動更新されることとなります。

第7条(会員の特典)

会員は、福山SCCより次の各号の特典を受けることができます。
① イベント情報等の案内を受けること。
② ソシオ会員カードを受け取ること。
③ 福山SCCが行う各種事業・イベントの参加費割引サービスを受けること。
④ 福山SCC協力店による割引サービスを受けること。
2. 特典の内容については、予告なく変更・改定または廃止になる場合があります。

第8条(会員資格の譲渡禁止)

会員は、その資格を第三者に譲渡することはできません。

第9条(会員情報の登録・変更・提供について)

会員は、住所・氏名・電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合は、速やかに福山SCCまで連絡するものとします。
2. 福山SCCは、会員に対しイベント案内・ダイレクトメール・割引券・優待券などの宣伝物の送付を行う場合があります。また、メールアドレス登録の会員に対しても同様のサービスを行う場合があります。会員はこれらの案内中止の申し出をすることができます。

第10条(退会・会員資格の喪失)

会員は随時退会可能です。退会する場合、会員は福山SCCに申し出るものとします。
2. 有効期限内の退会であっても年会費の返却はありません。
3. 退会の際は、事務局まで会員カードの返却をお願いします。
4. 福山SCCは、次の各号に定める場合、事前に通知することなく、会員の資格を取り消すことができます。有効期限内の資格の喪失であっても年会費の返却はありません。
① 法令、本規約に違反した場合。
② 会員が死亡した場合。
③ 入会申し込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
④ 年会費の支払いの遅滞または不履行があった場合。
⑤ 福山SCCの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
⑥ 前各号のほか、福山SCCが不適切と判断した場合。

第11条(個人情報の管理)

会員から提供された会員の個人情報は、福山SCCにて厳重に管理します。
2. 福山SCCが管理する個人情報は、福山SCCが会員に対して行う特典・イベント案内等に関する情報の提供、本人確認、緊急のご連絡以外に利用することはありません。また、会員ご本人からの個人情報に関する問い合わせ・変更・削除については、ご連絡いただければ合理的な範囲で速やかに対応します。

第12条(免責事項)

会員に損害が発生し、福山SCCが損害賠償責任を負うとされる場合でも、その賠償責任の範囲は、会員に生じた現実且つ直接的損害に限り、福山SCCの予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、その他の損害については責任を負わないものとします。但し、福山SCCに故意または重大過失がある場合はこの限りではありません。

第13条(本規約の変更)

本規約のサービス内容等は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。

附則

本規則は2016年7月1日から実施する。
本規則は2017年3月10日に改正する。
本規則は2017年4月1日より実施する。

一般社団法人 福山スポーツコミュニティクラブ

〒721-0952 広島県福山市曙町6-11-8 (備福運送株式会社内)

TEL.084-983-1225

FAX.084-983-1226